

## 国民年金保険料は前納がお得です

国民年金保険料を納付書

で納める

場合、4

月～翌

年3月分

の保険料を



まとめて払うと割引になる「前納制度」があります。1年分の保険料は毎月1万5250円を納めると18万3000円ですが、1年前納を行うと17万9750円で3250円の割引となります。お得で納め忘れも防げるこの制度を、ぜひご利用ください。

なお、前納用の納付書は4月中旬に日本年金機構から郵送される毎月の納付書に同封されていますので、4月30日（水）の納付期限までに、金融機関またはコンビニエンスストアにて納めてください。

また、4月に国民年金の加入届出をされた方が前納を希望される場合は、届出された窓口へお申し出ください。

▼豊橋年金事務所

☎(0532)33局4111

FAX (0532)33局3411

▼保険年金課

☎23局2149 FAX 23局0180

## 国民健康保険への届出をお忘れなく

国民健康保険から新しい保険に変わった方

就職や結婚などにより、田原市の国民健康保険から新しい保険に変わった方は、国民健康保険の喪失の届出が必要です。

▼必要なもの①国民健康保険の保険証②新しい保険証（いずれも喪失する方全員のもの／コピー可）③認め印（世帯主以外が届出を行う場合）

◆離職などにより、現在の健康保険にも加入されていない方

国民健康保険への加入が必要です。

▼必要なもの①

健康保険の資格を喪失した証明または退職日が分かる書類②認め印（世帯主以外が届出を行う場合）



▼保険年金課

☎23局2149 FAX 23局0180

## 愛知県後期高齢者医療制度の協定保養所利用助成事業

愛知県後期高齢者医療制度被保険者の皆さんの健康保持・増進を目的に、表にある協定保養所を宿泊利用する場合、1人1泊につき1000円（4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで）を助成します。

利用する場合は、協定保養所へ直接お申し込みください。お申し込みの際に「愛知県後期高齢者医療制度被保険者」であることを伝えてください。宿泊当日に、利用される保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証

を提示し、利用カードの交付（押印）を受けると、精算時に通常料金に対し1000円が助成されます。  
※詳しくはお問い合わせください。  
▼愛知県後期高齢者医療広域連合給付課  
☎(052)955局1205

## 税

### 軽自動車税の減免制度

身体または精神に障害のある方が軽自動車を所有している場合、障害の程度により軽自動車税が減免される制度があります。

この制度を受けるためには手続きが必要ですので、対象となる方は申請してください。

▼対象①障害のある方が運転する場合②障害のある方と生計をともにしている方が運転する場合③障害のある方のみの世帯のため、常時介護者が運転する場合（常時介護者である証明が必要な場合もあります）

▼申請期限①5月26日（月）

▼税務課

☎23局3510 FAX 23局0180